

平成27年5月27日（水）

於・特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会

第6回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会 .....	1
2. 画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について .....	1
3. 画像の意匠の登録要件（保護拡充）について .....	6
4. 閉 会 .....	30

## 1. 開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。まだ定刻より少し前でございますが、出席予定の委員の先生おそろいでございますので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第6回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は井手委員と林千晶委員が所用のため御欠席でございます。また、本会合には意匠制度小委員会の大淵委員長、そして水谷委員にも御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行を茶園座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○茶園座長 皆様、本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに、資料 1-1 第5回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点、資料 1-2 画像を含む意匠の創作非容易性判断基準の明確化に関する意匠審査基準改訂についての考え方、資料 1-3 改訂意匠審査基準(第7部第4章)(案)、資料 2 画像を含む意匠の登録要件(保護拡充)に関する意匠審査基準改訂の考え方について(案)、以上の4点でございます。不足等ございませんでしょうか。

それから、もう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクの緑のスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園座長 ありがとうございます。

## 2. 画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化について

○茶園座長 それでは、次の議題に移ります。

議事次第 2. の画像の意匠の創作非容易性判断基準の明確化についてでございます。では、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 先ほど御紹介させていただきました資料 1-1 は、前回のワーキングの場などでいただいた御指摘とその対応を一覧表にしたものであります。資料 1-2 は、前回提示して一部修正を加えた考え方の整理、資料 1-3 は、資料 1-1 の内容に従って修正を加えた意匠審査基準（案）となっております。今回は、資料 1-1 と資料 1-3 を中心に説明をさせていただきます。

資料 1-1 の項番の 1、審査基準の事例に、操作画像のみが取り上げられていることから、この審査基準が操作画像にのみ適用されるのか、表示画像にも適用されるのかが不明確であるという御指摘がありました。したがって、資料 1-3 の 1 ページ目になりますが、74.5.3 創作非容易性の 1 行目に当たる、「画像を含む意匠」の記載の後に、「意匠法第 2 条第 1 項及び第 2 項により認められるものの全て。」との記載を括弧書きにて追加し、あわせてお手元の資料 1-3 の 4 ページ目となりますが、中段左側の「公然知られた意匠 1」、それから資料 1-3 の最終ページ、17 ページとなりますが、「出願の意匠」を、それぞれ表示画像とする新たな事例に差し替えまして、この審査基準案が表示画像と操作画像ともに対象にすることを明確化いたしました。

次に、資料 1-1 の項番 2 となります。資料 1-3 の 1 ページ目、一番下の段のパラグラフとなりますが、74.5.3.2 「当該分野においてよく見られる改変」について、この審査基準案の記載だけであると、当該内容に具体性が弱く、明確であるとは言えないのではないかという御指摘をいただきました。したがって、当該箇所、前回提示した考え方の整理において示した具体的な事例や審判決の記載など踏まえまして、(a)と項目立てをし、細部の造形の変更については、矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置や隙間の幅の変更、プルダウン化などを具体的な事例として加え、さらに(b)には、区画ごとの単純な彩色などとする色彩の単純な付加の事例を加え、(c)には、それらの組み合わせがあることを明確にいたしました。

また、資料 1-3 の 4 ページ目、5 ページ目、6 ページ目の事例について、既存のこれまで提示させていただいた案においては、ほとんどそのまま寄せ集めたり、配置を変更したり、連続する単位の数の増減を行うものとしていましたが、矩形角部の隅丸化、太枠化、陰の付加や削除など、今回はよく見られる改変の事象を加えた上で、ありふれた手法を適用したものとするにより、本文のみだけでなく、事例においても「よく見られる改変」

について明確化をいたしました。

続きまして、項番 3、4、5 は、資料 1-3 の 2 ページ目に当たります。最後のパラグラフ、74.5.3.4 「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」の項目に関するものでございます。この箇所につきましては 3 つの観点、すなわち「参酌することができる」という記載ではなく、「参酌する」にすべき、意見書の主張などが出願当初から想定されないような、後出しの主張である場合を危惧する、そして、特徴記載書や意見書の記載がなくても、審査官が認定することができるものではないか、などの御指摘をいただきました。

したがって、まずは審査官自身が、出願当初の願書及び図面の記載より、当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について考慮するということを明確にし、さらに特徴記載書や意見書における出願人・代理人の主張がなければ、それを看過してしまう場合も考えられることから、「ただし、当該判断を行うに当たり、特徴記載書や意見書を参酌するとし、その場合において、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する」、と明確化いたしました。

また、この観点につきましては、お手元の資料 1-2 の考え方を整理した該当箇所、4 ページ目に当たりますけれども、ここの箇所についても、同じような考え方で修正を加えております。

続きまして、資料 1-1 の項番 6 になります。資料 1-3 の 4 ページ目、ありふれた手法のうち、②寄せ集めの事例について、に関する項目です。既存審査基準の事例が、公然知られた意匠 1 と公然知られた意匠 2 を上下に並べることが、寄せ集めであるという内容のものでしたが、画像をその順番で並べることの必然性や、画面全体における位置、配置などについて容易に創作することができたものであるとは言えないケースもあるのではないかと、という御指摘をいただきましたので、②寄せ集めによる意匠として、新たな事例に差し替えていただきました。

出願の意匠は、「車載用経路誘導機」に関するものですが、公然知られた意匠 1 と公然知られた意匠 2 を、公然知られた配置によって集めたに過ぎない意匠として、容易であると判断する事例というふうにいたしました。

続きまして、項番 7 は、資料 1-3 の 9 ページ目及び 10 ページ目に当たります。⑤物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠の事例 3、4 に関して、に関する項目です。これまで提示させていただきました既存資料の冒頭部分の説明と、「公然知られた画像」の画像の具体的態様、すなわち以前の事例は、罫線のような横欄を有した背景に、ラジオボ

タンを縦に配置した画像のレイアウトという要素に基づきますと、縦一列に配置された選択ボタンの配列を、横一列に変更することは容易であるとの判断をあらわした事例であるとの誤解を生じるおそれがあるという御指摘をいただきました。

したがいまして、判断の根拠が明確になりますように、冒頭の説明における「画像の構成要素(画像部品)」との記載を、「画像の構成要素(画像の構成部品)」と修正し、資料の事例中、左側に配置された「公然知られた画像」について、ラジオボタンの構成要素のみを引用していることがわかりやすくなるように差し替えるものとし、それだけではなく、各駅を横一列に配置することは、駅、行先、乗車券などが係る画像の分野においては当然に思いつく配置であり、その両者より出願の意匠が容易であると判断された手法が明確になるように、新たに考えた方の流れを示す矢印等を追加するものといたしました。

10 ページ目も、同じ観点からの修正となっております。

次は、資料 1-1、項番 8、今の事例と同様の箇所にあたりますが、資料 1-3 の 9 ページ、10 ページ目、⑤物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠の事例 3、4 の冒頭部分の説明に関して、です。これまでは、「当然の配置」という言葉を使用しておりましたが、この記載では、審査官がこの表現を紋切型に使用することによって、かえって審査結果のばらつきが生じるおそれがあるとの御指摘をいただきましたので、審査官の判断がきちんと加わっていることを示すために、「当然に思いつく配置」との記載に修正いたしました。

最後の欄になります。項番 9 は、資料 1-3 の 17 ページ目、最終ページになります。ありふれた手法の一つであります、⑧既存の変化態様の付加による意匠の事例 2 についてです。既存の事例が実際の意匠の登録事例に近いものがあることから、他の事例に差し替えるべきとの御指摘をいただきましたので、既存の変化態様について同じ考え方を示す事例ではございますが、具体的には別の事例に差し替えをいたしました。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました前回ワーキンググループで提示した改訂審査基準案からの変更点、改正審査基準案及び改訂についての考え方につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○林(美)委員 日本弁理士会の林です。

前回いろいろこちらのほうから要望等出させていただきましたが、今回すごく丁寧に対応いただき、ありがとうございます。ちょっとわかりづらいかなど思っていたところも

具体的にかみ砕いていただき、すごくよくなっていると思います。弁理士会のほうで検討させていただいて、2点ほどコメントといたしますか、さらに修正をお願いしたい点がございいますので、ここでお伝えしたいと思います。

1つ目は、資料1-3の2ページ目、74.5.3.4の当業者の立場からみた意匠の着想や独創性についてというところです。こちらは恐らく可撓性ホース事件の最高裁判決から一部文言を引用されているのかと思うのですが、3行目の「意匠の着想や独創性が認められる場合には」というところは、恐らく「意匠の着想の新しさ」といった表現がより適切なのかなと思います。こちら、もう一度御確認をお願いできればと思います。それが1点目です。

2点目は、同じく資料1-3の4ページ目、②の寄せ集めによる意匠というところです。まずは事例を差し替えていただきましてありがとうございます。こちらの公然知られた意匠1、2を寄せ集めた結果、出願の意匠になる場合には寄せ集めの意匠に該当するという事例はわかりやすいと思うのですが、参考として挙げていただいている、公然知られた配置のところの、右側部分はいいと思うのですが、左側部分は、この事例に何となくなじまない部分はまだあるのかなという意見がございましたので、こちらについても再度見直しといたしますか、御検討いただければと思います。

細かい点で申しわけないのですが、以上2点、お願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 ありがとうございます。まず第1点目ですが、74.5.3.4についての着想とか独創性の部分なのですが、ここはかなり事務局内でも検討いたしまして、いろいろな案を提示した中で、今この表現に落ち着いております。「着想」のところに「新しさ」という言葉を使うと、どうしても3条1項3号の新規性との区別が非常に難しくなるのではないかという懸念もございいますので、検討はさせていただきますが、一応こちらの判例等に根拠があります表現にしておきたいというのが現段階でございいます。

それから、事例のほうにつきましては、既存の審査基準に記載された事例を今回のように書き改めることは慎重を要しますので、特に、公然知られた配置につきましては、再度検討させていただき、またお知らせさせていただきたいと思いますが、おおむねこの方向で御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

○茶園座長 ありがとうございます。

ほかに御意見や御質問がございいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、今いただきました御指摘の点につきましては、必要な修正を加える場合には、次回以降のワーキンググループで、それを加えた改訂意匠審査基

準を事務局から御提示していただくことといたします。どうもありがとうございました。

### 3. 画像の意匠の登録要件（保護拡充）について

○茶園座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第3. の画像の意匠の登録要件（保護拡充）についてです。まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは御説明させていただきたいと思います。意匠課の伊藤でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料2を御覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思います。

こちらの論点は、今回、本日のワーキンググループから新しいテーマとなります、画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する意匠審査基準改訂の考え方についての、全体の整理紙でございます。資料の構成としましては、大きく総論、各論の2つになっておりまして、1ページ目から総論が始まり、5ページ目以降各論が書かれているというつくりになってございます。各論で述べております論点につきましては、その前の4ページ目に一覧を書いておりますが、これから御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目にお戻りいただきまして、今回御議論いただきます登録要件（保護拡充）についてなのですけれども、これまで意匠制度小委員会の報告書などでも、「登録要件（保護対象）」という形で記載がございましたので、その点をもう少し具体的に検討していくという意味におきまして、それぞれ細分化するような形でここに書かせていただいております。

すなわち、1. 現行意匠審査基準における画像を含む意匠の登録要件でございますが、意匠審査基準上、画像を含む意匠の登録要件といたしますのは、大きく4つ、その中に含まれてございまして、1つ目として工業上利用することができる意匠であること、2つ目として新規性を有すること、3つ目として創作非容易性を有すること、4つ目として先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと、これは意匠法3条の2でございますが、この4つの要件が登録要件と言われるものでございます。このうち、意匠登録出願されたものが意匠法上の意匠に該当するか否かというのは、あくまでも(1)工業上利用することができる意匠、の中で判断されるものでございます。

その前提におきまして、(1)工業上利用することができる意匠、これは意匠法第3条1項柱書の規定でございますけれども、意匠審査基準上、画像を含む意匠として意匠登録出



願されたものが、意匠法3条1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、次の全ての要件を満たさなければならないとしております。

3つございますが、1つ目として意匠を構成するものであること、2つ目は意匠が具体的なものであること、3つ目は工業上利用することができるものであること（反復して多量に生産し得ること）、この3つの要件がございます。この中で今回保護対象論として検討すべきは、①の意匠を構成するものであること、こちらの要件に該当いたします。

それから、画像を含む意匠の場合ですが、この意匠を構成するものであることというのが、大きく2つに分かれております。1つ目の（a）でございますが、物品の表示部に表示される画像が、意匠法2条1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであることが第1の類型でございます。もう一つ、（b）でございますが、意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること。この2種類がございます。

その下の枠囲いの中に意匠法の規定をそのまま引用してございますけれども、ここで言っております意匠法第2条第1項に含まれる画像としては、文言上は「画像」という文字はないのですけれども、例を挙げれば、デジタル時計の時刻表示のようなもの。結局、その時刻の表示がない限り物品自体が成り立たないようなもの、こういったものを既に昭和の時代から、意匠の一部を構成するものとして認めてきているものがございます。意匠法第2条第2項につきましては、平成18年の意匠法改正において導入しました、操作の用に供される画像というものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目なのですけれども、今申し上げましたとおり、意匠法2条1項に関しては、法律の文言上、「画像」という文字がどこにもございませんので、こちらについては審査基準におきまして、画像が意匠を構成する一部なのだということを担保する記載を行っております。それがここで示しております（i）と（ii）の2つの要件でございます。まず1つ目ですが、物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。もう一つが、物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること。この2つの要件を課しております。

続きまして、（b）でございますが、これは意匠法2条2項の規定の中で、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像というものを既に規定してございます。

それから、これらに加えて、次の（1）から（6）の画像につきましては、意匠審査

基準上、意匠を構成する画像には該当せず、意匠法3条1項柱書の規定により登録を受けることができないというふうに定めております。1つ目としては装飾表現のみを目的とした画像、2つ目は映画等（いわゆるコンテンツ）をあらわした画像、3つ目は汎用の表示器に表示された画像、4つ目は記録媒体に記録された画像、5つ目は電子計算機に関する画像、6つ目がゲーム機に関する画像でございます。

このように、現行意匠審査基準では、意匠法2条1項に係る画像について、その物品にあらかじめ記録された画像でないものを、また、電子計算機に関する画像について、2条1項に関する画像については物品から独立して創作・販売されるソフトウェアをインストールすることで表示される画像を、2条2項に規定する画像については電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像を、それぞれ保護対象から除外するというを審査基準上記載しております。

それから、意匠法2条2項に規定する画像を含む意匠の審査におきましては、この2条2項に規定する画像についての審査基準に加えまして、2条1項に係る画像についての審査基準である、その物品にあらかじめ記録された画像であること、についても追加の適用を行っております。

その下に枠囲いで記載しておりますのは、それぞれ審査基準の関連部分の抜粋でございますが、割愛いたします。

次に3ページ目、2. 問題の所在と検討すべき課題でございます。これまで述べました現行の意匠審査基準、審査運用につきましては、平成18年の意匠法改正当時の状況を踏まえれば、事後的にソフトウェアを追加、置換等して機能拡張することを前提する物品が電子計算機（パソコン）等に限られたものであったという当時の状況を踏まえて、妥当なものであると考えております。

しかしながら、その後の情報技術の進展に伴いまして、事後的にソフトウェアを追加、置換等することで機能拡張可能な製品が市場に増加しており、例えばスマートフォン、スマート家電、最近で言えばウェアラブル端末のようなものは、事後的な機能拡張性という意味において、パソコンとこれらの物品との境界というものが非常にあいまいなものになってきております。今後ますますそのような状態が拡大することも予想されております。実際、このような状況とも呼応いたしますように、意匠に係る物品を「携帯情報端末機」のようにして、ソフトウェアに起因する画像を含む意匠について意匠登録を求めているようにも理解し得る出願の数が増加している現状がございます。

このような現在の社会状況を踏まえ、情報技術を積極活用した画像を含む意匠を現行意匠法の規定が許容する範囲の中でより適切に保護するために、画像を含む意匠についての審査基準を改訂することが喫緊の課題でございまして、その改訂に当たりましては、画像を含む意匠についての「意匠を構成するものであること」の要件として、物品に事後的に記録された画像の保護を一定の範囲で認めること、それから、パソコンとそれ以外の物品との間における取り扱いのそごが極力生じないようにするために、次の論点について検討を行う必要があると考えております。

検討の論点としては、そちらに大きく3つ、細かく6つ掲げておりますが、まず第1に工業上利用することができる意匠（意匠法3条1項柱書）についてですけれども、論点1-1として、あらかじめ記録の要件の取り扱いでございまして、論点の1-2ですが、電子計算機の機能に関する取り扱いでございまして、次に（2）として願書及び図面に記載すべき事項。こちら2つございまして、論点2-1が意匠に係る物品に関する記載、論点2-2が図面の記載でございまして、（3）は類否判断（3条1項3号）で、論点3-1が画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断、論点3-2が公知資料中にあらわされた画像の認定でございまして、

それでは、5ページ目の各論に移らせていただきます。

1つ目の工業上利用することができる意匠（意匠法3条1項柱書）の論点1-1 あらかじめ記録の要件の取り扱いでございまして、こちらは物品に事後的に記録された画像が、現行意匠法上、意匠に該当し得ると言えるかどうかという問題についての検討でございまして、

まず、我が国意匠法は、明治21年に制定されたのが起源でございまして、当初は、意匠は物品に応用すべきものとして、物品と可分なものとして位置づけられた歴史がございまして、他方、その後、「工業製品」の美的質的な向上を図る近代的工業デザインの思想から、大正10年法以降、意匠は物を離れて存在するものではなく、言いかえまして、物品との一体性という考え方を採用いたしまして、意匠の定義においてその旨が規定されております。昭和34年制定の現行意匠法におきまして、その考え方を同一にしておりまして、物品との一体性を前提として、これをより明確化した「物品の」形状等を、意匠法の保護対象であると位置づけております。したがって、物品との一体性を有していないものを現行の意匠法上の意匠として取り扱う余地はないと考えております。

この点、平成18年の意匠法改正におきましては、この物品との一体性を前提として、新設した意匠法2条2項におきまして、物品の部分の形状、模様、色彩又はこれらの結合、いわゆる部分意匠に、物品の操作の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体

として用いられる物品に表示されるものが物品の部分として含まれることが明定されました。この場合ですが、部分意匠を構成する画像というのは、当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限ることが規定されておりまして、実際に当該物品がその機能に従って働いている状態、例えば、パソコンの情報処理機能を発揮させている状態の画像は保護対象に含まないことが意図されております。

このとおり、画像を含む意匠につきましては、現行の意匠審査基準、審査運用上、物品との一体性の観点から、物品に「あらかじめ記録」されていない画像は意匠法上の意匠を構成するものと取り扱ってきておりません。この場合の「あらかじめ記録」という概念、審査基準上の概念なのですが、実はこれは法律上に記載されているものではございませんで、次に申し上げます4つの観点を、ある種総称、総括するような形で、審査基準上に置いている言葉でございます。その4つとは、①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、③事後的に記録された画像を表示したもの、④物品から独立したソフトウェアをプリインストールしたもの、これら4つを保護対象外と整理する上で、「あらかじめ記録」されていないものという形でまとめた概念でございます。

繰り返しになりますが、平成18年改正当時の状況を前提とすれば、この審査基準は妥当なものと考えております。他方、このスマートフォンの利用拡大に代表される近年の社会状況を踏まえて、画像を含む意匠の拡大の中でより適切な保護について検討いたしますと、この物品との一体性を意匠保護の前提とする現行意匠法の下では、「あらかじめ記録」に該当しないと定めた中においても、この画像を含む意匠について、物品との一体性を認める余地が残されているものがまだあるのではないかと、というのが提案でございます。

すなわち、非常に重要な考え方なのですが、意匠権は、業としての登録意匠及びこれに類似する意匠の実施を専有する権利でございます。言いかえまして、意匠法というのは、意匠の実施を意匠に係る物品の製造や譲渡等と定義しつつ、意匠権者に業としてのこれらの実施を専有する独占権を付与することで、意匠の保護を図るという形をとっております。これは、無体物である意匠の保護を、当該意匠を備えた「物品」に対する一定の行為の専有を認めることによって実現しようとするものでありまして、特許法における物の発明の保護と同じ考え方によるものでございます。したがって、市場流通のどの段階における物品の形状等（意匠）について意匠権による保護を求めるかは、出願人が自由に選択すべき事項であって、意匠法が許容する範囲の中で認められるべきものであると考

えられます。

画像から一旦離れますが、画像以外の通常の立体形状からなる意匠の場合について考えてみますと、ある物品の外観の一部に別体の部品が付加されることで新たな意匠が構成されるような場合がございます。このような場合なのですが、当該部品の付加前の意匠だけでなく、当該部品の付加によって構成される、当該部品を部分として含む新たな意匠についても、その新たな物品の市場での流通、業としての実施が成立する限りにおいて、意匠法上、いずれも意匠登録の対象とすべきことに疑いはないと考えております。

現行意匠法上、画像は、既に物品の部分の形状、模様若しくは色彩、これらの結合を構成するものであると規定されておりますので、この画像の場合についても、同様に、物品の外観の一部として付加されることで、当該画像を部分として含む新たな物品の意匠を構成すると考えることができるのではないだろうかということでございます。

ちょっと飛びますが、7ページ目を御覧ください。今言葉で申し上げたことをポンチ絵の形式で書いてございます。まず上のほうを見ていただいて、意匠Aという四角の物品があるとしまして、これは意匠Aとして存在するものでございます。これに部品 $\alpha$ というのが付加されることで、意匠Bというものが成立する。この場合、付加機能である $\alpha$ が、部分 $\alpha$ を構成している。こちらの絵ですと、意匠Aも意匠Bも、いずれも実施可能である限りにおいて、意匠法上の意匠を構成することに疑いはないのではないかとということでございます。これを画像に当てはめてみたときに、意匠Cという物品の意匠があつて、これに画像 $\beta$ を付加することで成立する意匠D、部分として $\beta$ を含む意匠Dというものも、新たな物品の意匠を構成すると言えるのではないかとということでございます。

参考までに、下の参考例1も合わせて御紹介させていただきますが、これは完全に物品の世界の話でございます。右側に、登録意匠「乗用自動車」と書いた絵があるかと思いません。こういったリアスポイラーという羽根のようなものがついている登録意匠の意匠権を持っている場合に、どういう行為が実施行為として専有の対象になるのかと考えますと、もちろんリアスポイラーが当初から付いた乗用自動車を製造出荷することは当然に専有の範囲になると考えられますけれども、そのみならず、当初は左側のリアスポイラーのない自動車で製造出荷した後、どこかの修理工場等でスポイラーがついた状態となる。これが業として実施されるようであれば、その専有というのは当然登録意匠、スポイラー付きの登録意匠、「乗用自動車」の射程に入ってくると考えるのが当然ではないだろうかという事例でございまして、括弧書きで書きましたのは、この乗用自動車の場合に、スポイラー

以外の部分を破線として描くことで部分意匠として登録することも可能で、実際にそういう登録もあるということでございます。

6 ページにお戻りいただきまして、最後の3行のパラグラフです。このように考える場合なのですが、さきに申し上げました③事後的に記録された画像を表示したもの、④物品から独立したソフトウェアをプリインストールしたもの、については、記録されることで画像が物品の部分となって、新たな物品の意匠を構成する対象と言えるのではないか、要するに、機器に固定的に記録されたものは、部分として物品の一部を構成することになると言えるのではないか、ということでございます。

資料の8 ページでございます。検討の方向性でございますが、意匠法上、意匠登録の対象となる画像が物品に記録されるタイミングを限定する明示的な規定はありませんので、画像を含む意匠についても、画像以外の意匠の場合と整合的な考え方を採用することには妥当性があるものと考えられます。つまり、物品の流通の観点から見ても、最初の製造出荷の段階で物品に記録されている画像のみならず、その後いずれかの段階で、物品の部分として新たな物品に記録されている画像となったものについても、それを意匠法上の意匠を構成するもの、物品との一体性を有するものとして意匠審査基準上取り扱うことは、現行意匠法の規定の範囲内における合理的な審査基準と言えるのではないのでしょうか。

この場合、先ほど4つ申し上げたうちの①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、及び、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、につきましては、引き続き、物品との一体性を満たさないものとして保護対象とはしないという前提におきまして、この「あらかじめ記録」の要件（概念）自体はなくすことが妥当ではないのでしょうか。

また、現行の意匠審査基準で同じく保護除外としております(1)から(6)のうち、(1)の装飾表現、(2)のいわゆるコンテンツ、(3)汎用の表示器に表示された画像、(4)記録媒体に記録された画像、(6)ゲーム機に関する画像、につきましては、審査基準における取り扱いを変更すべき特段の事情は認められませんので、これらについては、従来の取り扱いを変更する必要はないのではないかと考えております。

続きまして、論点1-2 電子計算機の機能に関する取り扱いでございます。電子計算機につきましては、先ほど(1)から(6)と申し上げたうちの(5)に当たりまして、この(5)についての考え方でございます。

現行の意匠審査基準では、意匠法第2条第2項に規定する画像につきまして、まず電子

計算機という物品の本来的な機能は情報処理であるというふうに捉えております。したがって、電子計算機でソフトウェアを使用している状態は、既に電子計算機の情報処理機能を発揮している状態に該当して、電子計算機にソフトウェアをインストール等することで具体的機能が発揮可能となったものについては、意匠に係る物品「電子計算機」の機能としては考慮されず、結果、こういった具体的機能に係る画像は意匠法の保護対象とはならないという整理が現状なされております。また、意匠法2条1項に係る画像につきましても、物品から独立して創作、販売されるソフトウェアをインストールすることで表示される画像は、物品の部分の形状、模様、色彩とは認められないということで、拒絶の対象としているということでございます。

ここで、また先ほどと同様、画像を一旦離れまして、通常の立体形状からなる物品の意匠について考えてみますと、実際の使用時における物品の具体的機能として複数の異なる機能拡張が予定されている汎用物品というものがございます。こういった物品の場合は、機能拡張の前にも当然意匠が成立し、その後、部品の付加によって構成される、当該部品を部分として含む新たな物品の意匠についても、その新たな物品の市場流通、業としての実施が成立する限りにおいて、いずれも意匠登録の対象となっております。

そうしますと、現行意匠法上、画像の場合についても先ほどと同様、汎用物品に記録されることで、当該画像を部分として含む新たな物品の意匠を構成すると考えることができるのではないか、という御提案ですが、具体的にイメージを持っていただくために、下の絵を御覧いただければと思います。

参考例2という下の枠の中の絵で御説明させていただきたいと思っております。まず左端に回転工具用の柄がございまして、これは工具の持ち手の部分のハンドルの部分のみでございまして、下に六角形の穴があいていて、ここに各種の工具を付加することで使用することができるというものでございまして、こういった柄の部分自体も一つの物品として既に市場で成立しているがゆえに、意匠として登録の対象となっております。

この場合に、先端につけるビットにつきましては各種のものがございまして、例えばドライバーのものもございまして、ドリルの機能を持つものもございまして、これらそれぞれの部品が工具側の柄に合体することで、それぞれドライバーとかドリルといった具体的な機能用途を持った新たな物品がそこに成立します。この物品の世界で言えば、左側の工具用の柄というものも当然意匠を構成しますし、右端のドライバー、ドリルについても意匠を構成するということと言えると思っております。これを電子計算機に当てはめると、任意の

機能拡張が予定されている電子計算機というのが、この柄に該当いたしまして、これにそれぞれの機能を持った画像が付加されることで、新たな画像が付加された物品が、右側のドライバーとかドリルのような形で成立すると考えられるのではないかと、ということでございます。

10 ページ目、検討の方向性でございます。意匠法上、生来的に汎用性や機能拡張性を有する物品について、機能拡張後の物品を意匠に係る物品とすることを制限するような明示的な規定はございません。よって、電子計算機に記録して用いられる画像の意匠についても、画像以外の意匠の場合と整合的な考え方を採用することには妥当性があるように考えられます。すなわち、論点 1-1 のとおり、事後的な画像の記録によって新たな意匠に係る物品が成立すると考えられることを前提とすれば、ソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像（事後的に記録された画像）について、意匠法上の意匠を構成するというふうに意匠審査基準に明記することは、現行意匠法の規定の範囲内における合理的な審査基準と言えるのではないのでしょうか。

次の 11 ページでございますけれども、こちらは今まで御説明した内容を一覧表に整理させていただいたものでございます。大きく左、真ん中、右と 3 つございますが、一番左が、これまで保護対象と扱っておりました画像でございます、言いかえれば、物品にあらかじめ記録された画像というふうに言うことができるかと思えます。

一例としまして、デジタルカメラや携帯情報端末といった、ある種の専用機にあらかじめ記録されていたソフトウェアの画像でございます。ちなみに電子計算機に関しては、大きく 2 つ、保護の可能性が現状でも考えられるものがございまして、1 つ目が電子計算機というハードウェアを使う上で必須となる BIOS といったようなものの画像でございます。それから、ハードウェアとしての電子計算機、特にラップトップ型のパソコンを思い起こしていただければよいかと思えますが、画面が電子計算機と一体化されていますので、その画面の明るさを調整するような画像につきましては、電子計算機というハードウェアの一つの機能という形で捉えることができると考えております。

次に真ん中ですが、今回、保護拡充の対象とすることを考えている画像でございますけれども、物品に事後的に記録された画像ということで、大きく 2 つございます。まず 1 点目、上段ですけれども、左側の、現状登録可能としているもののアップデートによる画像でございます。次に、電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像でございます。

一方、右端でございますが、今回も保護拡充の対象とはしない画像ということで、例え



ばウェブサイトの画像ですとか、インターネットを介して使用するソフトウェアの画像、クラウドコンピューティングも含まれます。それから、テレビ放送の画像、DVDの再生により表示される画像、壁紙、映画、ゲームの画像、こういったものは従来どおり、特に保護拡充の対象としては取り扱わない画像と整理したいと考えております。

以上が論点1でございます。

続きまして、2の願書及び図面に記載すべき事項でございます。これまで申し上げました保護対象としての考え方を前提とした場合に、意匠登録の手续として、願書、図面にどのように記載していくのかという考え方でございます。

まず、論点2-1 意匠に係る物品に関する記載でございます。(1)「意匠に係る物品」の欄。願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、出願の意匠の認定とともに登録意匠の範囲を確定する上で極めて重要な情報でございます。当該物品の用途、機能を明確に把握可能な物品の区分が記載されなければならないというものでございます。

1つ目、参考の裁判例を載せておりますが、「カラビナ事件」と通称されるものでございまして、こちらは判例によりますと、その物品に関する願書の記載というのは、願書の「意匠に係る物品」に記載された物品の区分によって確定されるのが原則だと。よって、意匠に係る物品「カラビナ」と書いたものの意匠権は、キーホルダーとして使用されるアクセサリーには及ばないという判断がなされております。

それから、意匠法の関連規定でございますけれども、この「意匠に係る物品」の位置づけとしては、まず23条で、意匠権者は、業として登録意匠の実施をする権利を専有する。この実施に関して、意匠法2条3項でございますが、この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、云々というふうに規定されてございます。それから、24条、登録意匠の範囲は、願書の記載等に基づいて定めなければならない。それから、第6条、意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならないという中に、「意匠に係る物品」を明記するということが定められております。

この前提におきまして、意匠法2条1項に係る画像は「物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」を要件としております。また、意匠法2条2項に規定される画像につきましても、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像である」ことを要件としておりますので、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載というのは、

画像を含む意匠の意匠に係る物品の用途、機能を的確に把握可能なものでなければならぬと考えます。

その前提で、検討の方向性でございますが、今回、保護拡充の検討対象とする事後的に記録された画像を含む意匠の場合には、当該画像に係る物品の機能と、意匠に係る物品全体の機能との関係性を考慮した上で、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を行わなければならないと考えます。

まず、専用機のような物品に事後的に記録された、基本となる物品が通常具備する範囲の機能に係るアップデートの画像であれば、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該機能について特に明記する必要はないというふうに考えます。

一方、基本となる物品が電子計算機である場合ですが、電子計算機自体の本来の機能は汎用的な情報処理にとどまりますので、電子計算機に事後的に記録された付加機能に係る画像の場合には、当該付加機能の存在によって、意匠に係る物品が、単なる電子計算機とは異なる具体的な機能を有する新たな物品として構成されます。したがって、その点を明確にするために、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該付加機能を伴った電子計算機であることを明記するのが適当ではないかと考えております。

この点を踏まえまして、以下の表のように記載することが望ましいのではないかと考えます。①、②と2つ書いてございますが、①がいわゆる専用機のアップデート画像でございます。こちらにつきましては現状どおりでございますけれども、当該物品に係る物品の区分を記載するという点で、アップデートの画像でも、例えばデジタルカメラの場合であれば、写真撮影機能は、アップデートであったとしてもそれはデジタルカメラが通常具備する範囲の機能でございますので、意匠に係る物品としては、当然「デジタルカメラ」と書けば必要十分というふうに考えます。

他方で、②でございますけれども、当該画像に係る物品の機能が、電子計算機に対する付加機能である場合、この場合は「〇〇機能付き電子計算機」という形で、具体的機能を外出した形で書いていただくというのが適当ではないかと考えております。一例を申し上げますれば、「文書作成機能付き電子計算機」という形で書くことができるのではないかと考えております。

次のページをおめくりいただきまして、この場合ですが、意匠に係る物品の記載については、意匠法第7条の要件との関係がございまして、当該物品の区分が、意匠法施行規則別表第一に掲げる物品の区分と同程度のものとなるように留意する必要があります。こ

れば、必要以上に広範な登録を認めないという趣旨に基づくものでございます。

その点で、例1、例2を中ほど以降に掲げておりますが、例えば、現状考えられる同程度の区分と認められないもの（例1）としては、複数の付加機能を併記したものの。それから、付加機能として「情報処理機能」というふうに具体的ではない機能を書かれたものが考えられます。

それから、例2として、〇〇機能としてどういった機能を書けばよいのかということの考え方なのですが、これまで専用機として認められている物品の区分がたくさんございますので、それらを付加機能という形で置き換えて書いていただくというのが一つの提案でございます。例えば経路誘導機、いわゆるナビでございますが、経路誘導機の場合であれば、「経路誘導機能付き電子計算機」のようにお書きいただけるのではないかと。それから、電話機、携帯電話機のような場合でしたら、いずれも「通話機能付き電子計算機」というふうに書いていただけるのではないかと考えております。

続きまして、次ページ、(2)「意匠に係る物品の説明」の欄でございます。意匠に係る物品の説明の欄につきましては、意匠法施行規則別表第一に掲げる物品の区分に属さない物品について出願するときは、この説明の欄に物品の使用の目的、使用の状態等、理解を助けることができるような説明を記載する必要があるとございます。

それから、2条2項に規定する画像を含む意匠の場合ですが、願書の説明の欄に、その画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する必要があるとございます。

2条1項の画像の場合につきましても、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な画像であるか、それから、画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについて説明を記載すべきこととしております。

検討の方向性でございます。今回、保護拡充の検討対象とする画像につきましては、物品に事後的に記録された画像であるとはいえ、当該画像が記録された意匠に係る物品の用途、機能についての必要な理解、並びに、当該画像に係る物品の機能、操作の説明について明確にすべきことには変わりはないと考えられますので、これら物品に事後的に記録された画像を含む意匠についても、現行の審査基準において必要としている記載事項をそのまま維持するべきではないか、というふうに書かせていただいております。

すなわち、「〇〇機能付き電子計算機」の場合ですが、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明の記載とともに、画像の用途、機能並びにその画像に係る当該物品の機能、操作の説明の記載を要することとする必要があると考

えられるということでございます。

続いて、論点 2-2 図面の記載についてでございます。意匠法 2 条 2 項に係る画像でございますが、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を構成する画像として、当該物品自体に表示されるものだけではなく、当該物品と一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるということが法律上明記されております。これは例えば、DVD プレーヤーのようなものを思い起こしていただければ、プレーヤー自体には画像表示部がないものであっても、それをテレビにつなぐことで、テレビの画面上にプレーヤーを操作するための画像が出てくるようなものがございますので、そのような場合には、DVD プレーヤーの操作のための画像がテレビに表示される。すなわち当該物品と一体として用いられる物品に表示されるという形式が成り立つのですが、そういったものも保護対象になるということが定められております。

そのような場合なのですが、いわゆる画像のみをあらわした図、画像図というものを図面中に含めることが認められておりまして、審査基準上、そのような場合には、当該画像図以外の意匠に係る物品、先ほど申し上げた DVD プレーヤーであれば、そのプレーヤーの形を描かずに、画像図のみを付けた出願というものを認めているということでございます。物品全体の形状の一組の図面の省略が可能というような扱いをいたしております。

今回、事後的に記録された画像を保護対象として取り扱う場合なのですが、意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」として、電子計算機（本体）とデータ表示機（ディスプレイ）とが別体として構成された電子計算機、いわゆるセパレート型のデスクトップパソコンのようなものの画像について出願がなされることも想定されます。この場合に、画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、従前と同様、一組の図面の省略を認めるか否かを整理する必要があるということでございます。

検討の方向性ですが、電子計算機とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合であっても、意匠法 2 条 2 項に規定された意匠に係る物品と一体として用いられる物品に表示されるものに該当することには違いがございませんので、現行の意匠審査基準に即して、当該画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、一組の図面の省略を認めて、画像図のみの図面による出願を認めることが適切ではないか、というふうに御提案させていただいております。

続きまして、17 ページ、論点 3-1 画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断でございます。

意匠法上、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合を構成するものであることが規定されておりますので、意匠審査基準では、画像を含む意匠の類否判断を、全体意匠、それから部分意匠の審査基準に準じて行うこととしております。そして、特に問題になる部分意匠一般の類否判断の基準としては、部分意匠と対比する意匠とが以下の①～④の全てに該当する場合、両意匠は類似するというふうにしております。

これはプロセスですけれども、すなわち、①両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること。②「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の用途及び機能が同一又は類似であること。③「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の形態が同一又は類似であること。④「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が同一又はありふれた範囲内のものであること。この4つが成立して、意匠の類似が認められるという考え方をとっております。

この場合に、事後的に記録された画像を含む意匠を保護対象として取り扱う場合なのですが、それらの意匠に関する意匠に係る物品の類否①、意匠登録を受けようとする部分の用途、機能の類否②について、特に、審査判断における考え方を整理することが重要であると考えられます。

検討の方向性でございますが、物品に事後的に記録された画像の場合であっても、物品との一体性を有する意匠であると捉えられる点において、従前から保護対象としていた画像を含む意匠と変わるところはございませんので、上記現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を、そのまま基本的に適用するのが妥当ではないでしょうか。

ただ、その際ですが、以下の点に留意することとしてはどうかとして、2つ論点を挙げてございます。基本的理念の確認でございます。

#### ①意匠に係る物品についての類否判断。

(a)でございますが、具体的な用途及び機能に相違がある場合の意匠に係る物品の類否でございます。意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通している場合には、具体的な用途及び機能に多少の相違があつたとしても、意匠に係る物品は類似すると判断する。

それから、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品が、当該画像に係る物品の機能以外に当該画像とは直接的に関係しない他の機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途、機能が当該物品の全体として共通し、当該画像に係る機能が共通する限りにおいて、

意匠に係る物品は類似すると判断する。

一例として、例えばメモ帳機能付き電子計算機と文書作成機能付き電子計算機というものがあつた場合に、具体的には、そのメモ、文書ということで違ふ部分はあるのですが、いずれも文章の作成と記録を行うという点においては用途及び機能が共通しておりますので、こういう場合には、意匠に係る物品が類似すると判断すべきではないかということでございます。

それから、(b)として、具体的機能を付加した電子計算機(〇〇機能付き電子計算機)と他の物品との類否でございますが、意匠に係る物品が類似するというためには、当該意匠に係る物品が全体として有する用途及び機能が共通することが必要ですので、具体的機能を付加した電子計算機と他の物品(専用機)との類否については、物品全体としての用途、機能が共通するかどうかを勘案して判断するというところでございます。

下に参考となる裁判例を2つほど載せております。いずれも画像とは直接関係しない事例でございますが、〇〇付〇〇という形で、意匠に係る物品があらわされているものの判例でございます。結論としては、判決の中では、一方は非類似、もう一方は類似という形で結論が出されているものでございます。

19 ページに移りまして、②意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能についての類否判断でございます。従前の画像を含む意匠の場合の判断と同様に、願書及び図面にあらわされた画像の用途及び機能を認定した上で、対比する意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の用途及び機能との共通性の有無を判断する。結論としては、その用途及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しないものと判断するというところを考へております。

最後に、論点 3-2 公知資料中にあらわされた画像の認定でございます。現行の意匠審査基準では、物品から独立したソフトウェアをインストールすることで表示される画像を、保護対象である意匠として取り扱っておりません。そのため、刊行物等の公知資料中にあらわされたソフトウェアの画像は、意匠として出願意匠との類否判断を行う対象とはしておりません。その一方で、創作非容易性の要件に関する引用例(公知の形状等)として取り扱っております。

今回、意匠審査基準を改訂して、事後的に記録された画像についても意匠の構成要素と位置づける場合ですが、公知資料中にあらわされたソフトウェアの画像をどのように取り扱うかを明確にしておく必要があると考へております。

検討の方向性でございます。公知資料中にあらわされた画像についても、それが電子計算機にインストールされて使用されるソフトウェアの画像であることが合理的に認定できる範囲におきまして、当該画像を表示する物品全体を示す図の有無にかかわらず、具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の画像を含む公知の意匠であると認定し、出願の意匠との類似の対比を行うこととするのが適当ではないかと考えております。

以上、論点が多岐にわたり長時間になってしまいましたが、資料の説明でございました。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました画像の意匠の保護拡充に関する意匠審査基準改訂の考え方につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○中原委員 J E I T Aの中原です。資料2の13ページについて質問させていただきます。

こちらの表の中で、携帯情報端末機と電子計算機が、異なる物品として挙げられております。それぞれがどのような物品として考えておられるのか、御説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 御質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、携帯情報端末若しくは携帯情報端末機でございますが、こちらは元をたどれば、PDAという電子手帳のようなものから発生してきている概念になるのですけれども、言い方を変えますと、もともと具体的な機能を備えた、プリインストールされたような機能が備わった具体的な機能を初めから有する特定の物品でございまして、通常は多機能を持った専用機というふうに解しております。その場合ですが、事後的な機能の拡張はできないというものでございます。当然予定機能の範囲の中では、アップデートというのはいり得ると思っておりますけれども、自由な機能拡張、事後的な機能拡張というのはいり得ないものが携帯情報端末であるというふうに考えております。一方で、電子計算機なのですが、これは字義どおり電子計算機で、もっぱら事後的な機能拡張を目的としている情報処理機能だけを持った物品の汎用機というものと理解しております。

○中原委員 そうしますと、これまで既に現行意匠法のもとで登録になっている、「携帯情報端末機」と物品名に記載されているものとの関係はどうなりますでしょうか。我々出願人が想定しているのが、スマートフォンのような後から拡張できるようなものについて、「携帯情報端末機」と物品名を指定して出願してきております。既に登録となった件でございまして、仮に13ページの図のまま審査基準の改訂がなされた場合に、権利範囲の関係がどうなるのか、具体的に御説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 まず大前提というか確認なのですが、スマートフォンと一般的に呼ばれているものは、恐らく小型の携帯できる機器だと思っておりますが、実質的にはあらは電子計算機ではないかと我々は捉えております。というのは、さっき御説明しました携帯情報端末というものは、もともと多機能が備わった専用機であると捉えておりますので、事後的に機能拡張するような物品とは捉えておりません。その意味において、スマートフォンというのは、これまでの審査基準で言えば、電子計算機に後からソフトをインストールして使う機器のことを指していると思っておりますので、その意味においては、電子計算機の画像に該当すると思っております。こちらとしては、これまで登録したものについて、そういうものを登録しているという理解は正直していない部分がございます。

○中原委員 この点につきましては、J E I T Aの中でも少ない日数の中ではありますが議論しておりますので、引き続き別の機会において議論させてください。よろしく願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 既存の登録事例も含めまして、ぜひ御議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○茶園座長 ほかに何かございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 ユビキタスの佐野でございます。

今の中原様の御質問にも関連するのですが、従来、専用機として捉えられておりました、例えば経路誘導機能を持つカーナビゲーション端末も同様の形態をたどっておりまして、ここ数年後には、ほぼ汎用コンピュータと同じようなカテゴリーで、後からアプリケーションが追加されるようなものが主体になってくると思われまますので、恐らくこれが専用機なのか、電子計算機なのかという議論も必要になるのではないかと考えます。

○茶園座長 どうぞ。

○林（真）委員 さらにかぶせる質問で恐縮ですけれども、意匠の分類定義カードを見ていたところ、H 7-725 データ表示機付き電子計算機というのがありまして、その考え方の中で、「一般的にPDA（携帯情報端末機）」として販売されているものを分類する」ということが書いてあるのですけれども、今の御説明ですと、携帯情報端末機と電子計算機というのは別というふうに受け取れ、ここの定義との矛盾を感じます。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘いただいた点ですが、分類定義というのは、審査を行う上での、サーチを行う上で便宜上定めているツールになるものです。それが意匠の類似や



非類似を定めるためのツールではなくて、例えば形に近いものを探すために便宜上つくっているものでございます。従来、画像を除いた筐体、箱のことを考えてみますと、PDAも電子計算機も、特に小型の携帯型のものであればなのですが、筐体自体はかなり近いものがございますので、その意味においては、審査、サーチの便宜上、近いものを並べておくことには利益があると思っておりますので、その意味の分類とお考えいただければと思います。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

では、永田委員。

○永田委員 情報サービス産業協会・永田です。まだ論点について協会の会員企業の意見を収集できていないので、現段階での所感ということでお願いいたします。

資料2の11ページで挙がっている、今回保護拡充の対象とする画像という話の中で出てくる、電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像という部分について懸念しております。具体的に業界の事情等を申し上げておきますと、今回の資料の中でも6ページで、市場流通の場面の話が出ていますが、我々の業界での市場流通の形態が、いわゆるメーカーが製造した物品やコンシューマー向けのソフトウェアと違って、取引をされる段階では、画像がちゃんと決まっていなまま受発注がされて、システム開発、ソフトウェア開発が進む中で画像が決まってくるといった事情がございます。何が言いたいかというと、意匠のデザインが実際の産業界で効果を発揮する場面というのは、商品なり製品なりがいいデザインだから選ばれる、だからこそ保護するという意匠制度のロジックが背景にあると思うのですが、当業界、受託システム開発を中心とする業界としては、流通過程で意匠が取引に寄与しづらいという事情がございます。それから関連して、今回、電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像というものに保護対象がふえてくるということは非常に影響が大きいというのがあるのと、保護対象がふえたからといって、それが商売上のメリットを共有する場面があまりないという事情がございます。

もう一つ付け加えるならば、どちらかというとな画像がいいから取引が成立するというよりも、画像はとにかく極力安く早くつくってくれと、そういった発注者の意向に沿って、なるべくシンプルでわかりやすい画面にするという部分がございますので、デザインはもちろん大事なのですが、意匠権の保護対象になるような画像がたくさん生まれてくる性質ではあまりないのです。結果、今回の保護対象拡充ということが、我々の業界としては、保護が受けられるからうれしいという企業よりも、日々のシステム開発画像の開発にとつ

ては、保護がされると支障がふえる企業のほうが大多数であろうと思っています。そういう観点で、ネガティブな影響を非常に受けるということを申し上げておきます。

その上で、今回意匠審査基準の改訂でもって保護対象拡充を図っておられるのですが、非常に影響が大きい、しかもネガティブな影響が大きいというところに関しては、極力慎重に審議をいただきたいということをお願いしておきます。もし現行法の範囲内でこう解釈できるからこうだという拡充の仕方があるとしたとしても、後々控えている侵害、実施行為の考え方の整理部分で、産業界に与えるインパクトは大きくなるのは予想されますので、もし拡充の幅が大きいのであれば、審査基準の改訂にとどまらず、法改正の部分も視野に入れた議論のほうが望ましいのではないかとこのことを御提案申し上げておきます。

以上です。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。今非常に重要なことを賜ったと思っておりますので、御指摘いただいた点を踏まえながら、慎重に検討を進めていきたいと思えます。

○並木委員 CESAの並木です。

今回、保護拡充の対象としない画像としてゲームの画像というのが入ってきていて、これまでソフトウェアは全般的に保護対象としないという状況にあったのですが、ここが拡充されることによって、この保護拡充の対象としない画像の部分をしっかり明確化していくということ。例えば教育とゲームという観点が非常に近くて、ここの部分をどこで切り分けていくのかとか、そういうところをしっかりと、今までどおりだからこのままという、ちょっといけない部分があるのかなど。ですから、保護拡充の対象としないという方向性に関しては、当業界は賛成する部分でありまして、ただ、不明確なのはあまりよろしくないというところもありますので、その辺はしっかりとこれから議論していただければと思います。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。非常に多くの論点がございますけれども、どの論点でも結構ですので、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

中原委員。

○中原委員 資料2から少し外れるのですが、前回御説明いただきました意匠公報検索支援ツールの件で少しお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

そもそも意匠公報検索支援ツールを作成していただきたいとお願いしているのは、私どものほうであったと認識しております。お願いしておりましたのは、知財部門の事前の調

査のためのツールとして成立し得るものをつくっていただきたいと、お願いしてきたと認識しております。したがって、今御提案いただいておりますツールの詳細については、まだ御説明していただいたという理解ではおりませんけれども、今の段階の情報で我々の委員のほうから懸念が上がっておりますのは、未公開の意匠をサーバにアクセスして乗せてしまう、アップロードしてしまうことについて、外部に漏れないのかという懸念がありますのと、企業におかれましてはセキュリティ上の制約があるということで、せっかくつくっていただいても、使うことができない場合が想定されるのではないかと懸念が上がっておりますことをお伝えしておきます。

したがって、セキュリティ環境の整備に関して慎重に御対応いただきまして、場合によっては我々のほうで、これは使えるねと判断するための必要な情報、例えばアップロードされたイメージがサーバ内でどのように管理されるのか、そういった仕組みについて御説明いただくような機会を設定していただきたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、我々のほうと改めて別途意見交換をする機会を設置させていただきたいと思っておりますが、その際に、本日の資料からさらにブレイクダウンしたもう少し詳細が具体的にわかるようなものを、意匠公報検索支援ツール以外のところでもうちょっとブレイクダウンしたもので議論させていただけると大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。

1点だけ確認させていただきたいのですが、一番最後におっしゃった、今後の意見交換の際にブレイクダウンしたものをという点について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○中原委員 先ほど申し上げました携帯情報端末機につきましては、少なくとも認識にずれが生じているような感触がありますので、具体的な資料としては、資料2に関しましてもう少し詳細がわかるようなもので議論させていただけると大変助かります。

○伊藤意匠制度企画室長 承知しました。最初のほうに御指摘いただいた点について、1点まず私のほうから回答させていただきたいのですが、確かに中原委員御指摘のとおり、知財部門の皆様も使えるようなツールというものは当然想定しております。ただ、それだけではなくて、先ほど永田委員のほうからも御指摘あったと思うのですが、従来、必ずしも意匠制度を熟知されていない方にも今回いろいろ影響が及ぶことも想定されますので、そういった業界の方とか、実際に開発を行うデザイナーの方とか、そういった方にもお使

いただけるようなものとして、必ずしも専門的な知財部の方が御存じの、意匠に係る物品や意匠分類といった知識がない方でも、まずは取っ掛かりとして使っていただけるようなものを今回開発しております。その上で、意匠分類などもあわせて使えるような仕様をこちらでいろいろ考えながらつくっている最中でございます。という点を、まずは発言させていただきたいと思いました。

それから、セキュリティに関しては今から補足いたします。

○富永意匠審査機械化企画調整室長 意匠審査機械化企画調整室長の富永と申します。

セキュリティですが、比較元の画像、つまり創作された画像になりますが、この比較元の画像については、ブラウザにアップして、サーバーに送信していただくことになるのですが、サーバ上にはキャッシュが残ったりですとか、ディスク上に保存されたりということは一切ないということになります。全て消去するという形になります。

通信ですが、HTTPSを利用しておまして、こちらもセキュリティは整っていると思っております。セキュリティ対策については、いろいろな検討もしておまして、その上で取り得る対策を講じて進めておりますので、その点は御安心いただきたいと思うのですが、御懸念の点もあると思しますので、そちらはまたユーザーニーズをお聞きして、改善も図っていきたくと考えております。

○中原委員 ありがとうございます。今おっしゃられたユーザーのニーズを確認しながらといいますのは、前回10月にリリースされると伺いましたが、10月リリース前に聞いていただけると考えてよろしいですか。

○富永意匠審査機械化企画調整室長 まずはリリースしたいと思っておまして、リリースしたものを見ていただいて、使っていただいて、その上で御意見いただければと思っております。

○中原委員 わかりました。その点につきましても、別途意見交換させていただく際にまた御相談させていただきます。お願いいたします。

○茶園座長 では、林委員。

○林(真)委員 今、リリースした後で意見を聞いてくださるということだったのですが、そもそもセキュリティ上の問題というのもあるのですが、最近、情報漏えいといったことで、機密情報である図面を送信してアップすることをできないようにしている企業もあるようです。そうすると、リリースしてからでは、使おうと思っても、そういうことができないため意見の出しようもないので、リリース前に一回調査をしていただいたほうがよろ

しいのではないかと考えます。

○伊藤意匠制度企画室長 御意見はよく理解できているのですけれども、他方で、皆さん全てが全てそういう状況にあるとも限らないと思っております。確かに御懸念をお持ちのことはよくわかっているのですけれども、まずは一回リリースさせていただいて、その後で必要な改善を図れる部分は図っていきたいと考えております。といいますのも、今御懸念の点を完全に対策をとっていかうとすると、全く別の手段をとっていかねばいけないことになると思うのです。その実現が例えば5年先、10年先になるということまで例えば想定したときに、どちらが今取り得べきことなのかということも勘案しなければいけないと思っております。今進めておりますのは、まず前回御説明したようなつくりをしておりますので、その中で使い方をお互いに相談しながら、こんな使い方ならできるのではないか、といったところを探っていければ、とまずは考えております。

○茶園座長 水谷委員。

○水谷意匠制度小委員会委員 保護拡充の問題に戻させていただきますけれども、今日のテーマは、保護拡充をどの範囲で認めるかという登録要件の拡充論の話だろうと思うのですが、これから伺いますのは、それに伴う効果、もっと具体的に言うと侵害の局面で何がどう変わってくるかという、それに関することです。2点ございます。

1つは、今回保護拡充は事後的なインストール、アップデートというような表現を使っておりますけれども、事後的に画像を含めたソフトウェアなどをインストールして、インストール後に新しい電子計算機というか、情報機器が生まれてくる。これが意匠権の保護の対象になるのだと、こういうことであつたかと思ひます。仮に意匠権が成立している場合を考えたときに、同様の画像ないしはソフトウェアを例えばインターネット上からダウンロードで提供する業者さんがいらっしゃる。その画像が例えば今申し上げた意匠権の侵害画像に当たると判断されるという場合なのですが、この場合は当然、ダウンロード先というのはビジネスユーザーも含めたユーザーということになるかと思ひますので、その場合に意匠権侵害が生ずるとすると、事後的にアップデートないしは事後的なインストールに応じたユーザーさんということになるかと思ひます。

この時に当然、事後的にアップデートのサービスをする事業者さんがいらっしゃって、この方々が追加画像、あるいは追加ソフトウェアを製造販売なさっているわけで、この方々の侵害の責任はどうなるかという、恐らく今日の保護拡充の範囲ですと、間接侵害の問題が出てくるかなと。直接侵害まではいかないのかなと。

ただ、今の意匠法の条文、間接侵害はたしか 38 条だったと思いますけれども、これは昔の特許法の規定と一緒に、いわゆるのみ要件だけの間接侵害規定になっておりますので、今のような画像ないしは画像を含んだソフトウェアをネット上で販売提供する場合に、のみ要件との関係でいうと、間接侵害に当たる場合もあるかもしれないし、当たらない場合もあるかもしれないし、ちょっとはつきりしないなという感覚を実務家としては持っております。

そうなりますと、今のような場合は、どうやらダウンロードして使おうとするユーザーさんは、恐らく黒ですよと言われそうなのですからけれども、そのユーザーさんに提供する事業者、製造販売事業者は、黒と白の間とかグレーで、この場合あなた黒だと言われてみたり、この場合あなた白で済みますよと言われてみたり、やや責任の程度がユーザーさんと、そのユーザーに提供するディストリビューターとは違ってくるのかなという感じも持っております。そのあたりの責任のアンバランスというところ少し言い過ぎですが、バランスをどう考えていらっしゃるのかというのが 1 点です。保護拡充というより、保護拡充後の効果の話をしてしまって恐縮なのですけれども。

それからもう一点は、今回いただいた資料の 2 の 11 ページのところ、ここまでは今回保護拡充しますよ、ここから先はしませんよという横長の一覧表が載っております。これを拝見しますと、真ん中の縦列は今回の保護拡充をする画像です。右側の縦列は保護拡充しません。真ん中を見るとこのアップデート、いわゆる事後的なインストール画像は保護拡充対象にします。一番右側を見ると、黒丸の上から 2 つですね、インターネットを介して使用するソフトウェアの画像（クラウドコンピューティングを含む）と。いわゆるクラウドの形態の場合は含みませんよということになっています。そうなりますと、ユーザーさんがクラウドサービスを利用して今のような画像を追加的に使う場合は、ユーザーさんが事後的な意匠権侵害ということには、この切り分け方だと恐らくならないのかなという気がいたしております。

他方で、クラウド事業者の立場にとって考えると、クラウド事業者はサービスを提供しているある時点で、当該画像を自分のサーバの中などにインストールすることになりますので、その時点で、今度は一番右側の縦列ではなくて、真ん中の縦列に該当することになりますので、クラウド事業者さんは、事後的に自分のサーバにインストールすると、以後意匠権侵害の問題が生じてきてしまうことになるかと思っております。つまり、クラウドサービスを利用する場合には、今回の保護拡充ですと、ユーザーさんはもしかしたら大丈夫かも

しれないけど、そこにサービスを提供するクラウド事業者はアウトになる可能性がある。そうするとクラウド事業者としてアウトになるのだから、そんなことは恐らくするのかわからないのかわかりませんが、それは事業上の判断ですけれども。

そういうことがあって、この切り分け方で言うと、クラウドサービスは今回の保護拡充の対象に入っておりませんし、今申し上げたようなことでユーザーさんに悪い影響はないのだろうと思いますが、クラウドサービス事業者自身の判断を左右するようなどころがありますので、そこは割り切って考えていけばいいのか、そのあたりもあわせて伺いたいと思います。

○伊藤意匠制度企画室長 御指摘の点に関してなのですが、今、水谷委員から御指摘いただいた点は、その他の委員の方も非常に御関心の高いところだと承知しております。これまでの整理なのですけれども、この論点につきましても、意匠制度小委員会のほうで既に議論が上がっていることに関連した事項と捉えております。こちらのワーキンググループの場合なのですが、こちらはあくまでも審査基準や審査運用のテクニカルな議論をする場とこれまで位置づけでございまして、今水谷委員から御指摘いただいた点の詳細について、こちらで議論するということを予定しておりません。

その意味において、その議論については別途話を整理して、小委員会のほうで御議論いただければと考えてございまして、今回提示させていただいたのは、まず入り口論としてどういった整理が現行法上できるのかというところを、こういう保護対象の取り扱い方をしていくと、願書にこうあらわして、その類否というのを判断できるのではないか、というところを一通り明らかにしましたので、それに基づいた出口というのが、考えていかなければいけない事項になります。それは、これから皆様と御意見いただきながら考えていきたいと思っておりますので、今御指摘いただいたバランスの点について、よいとか悪いとか今お答えできる段階にはございませんので、引き続き、その点も踏まえてこちらでも検討を進めたいと。しかるべきタイミングで、皆様と意見交換していきたいと考えているところでございます。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

では、今回事務局から説明させていただきました、この4ページの論点1の1から論点3の2、これらについてこれから検討していくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、この画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する意匠審査基準改訂につきまして、今後またいろいろと皆様から御意見を頂戴していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、最後に、今後のスケジュール等につきまして事務局からお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日はありがとうございました。特に大きな論点2つを長時間にわたって御検討いただきまして、本当にありがとうございます。

次回の意匠審査基準ワーキンググループでは、本日の議論を踏まえまして改訂意匠審査基準案を提示する予定でございます。開催は7月を予定しておりますが、詳細につきましては、委員の皆様との調整の上、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日はさまざまな御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

#### 4. 閉 会